

# 中野区商店街街路灯等の残置灯電灯料助成 申請の手引き

中野区 区民部 産業振興課

## 1 残置灯電灯料助成とは

商店街等が所有する街路灯等電灯設備のうち、終夜点灯しているもの（残置灯）に対して、道路交通の安全、防犯及び都市美化の見地から、その維持管理に要する経費の一部（電灯料の一部）を助成し、商店街等の経費負担軽減に資することを目的に行うものです。

## 2 助成対象

助成対象となるのは次の①②の両方に該当する街路灯です。

- ① 商店街等が維持管理する街路灯であること。
- ② 終夜点灯しているものであること。

※アーチやアーケードに取り付けられた電灯も、終夜点灯しているもののみが対象となります。  
(該当する場合は、商店街アーケード残置灯数等及び電気料金の月別内訳書に記入して下さい)

## 3 助成金額の算定方法

助成金額は、次の「基準金額」か「実績金額」のいずれか低い方の金額とします。

### ① 下記の式により算出された金額(基準金額)

《1月分～12月分》基(アーケードについては灯)数×780円(助成上限月額)×月数

※ 別紙「商店街街路灯助成額の引き上げについて」でご案内しましたとおり、単価基準の見直しにより、令和5年1月分以降の街路灯助成単価(限度額)を1基1ヶ月540円から780円に引き上げました。

### ② 実際に商店街等が支払った電気料金の金額(実績金額)

12か月分(令和5年1月分から12月分)の電気料金の領収書(写し)の合計額

※ 月の途中で基数や機種に変更があった場合には、日割計算により当該月の料金を算出します。

## 4 申請に必要な書類

### (1) 残置灯助成申請書

### (2) 令和5年1月分～12月分まで(12か月分)の電気料金支払領収書の原本と各月分全てのコピー

※必ず提出用に予めコピーしてきて下さい。窓口ではコピーしません。

コピーせずに原本をお持ちいただいた場合、原本はお返しできませんのでご了承ください。

※定額の場合でも、各月分の領収書が必要です。このため、電灯料の領収書は助成金の申請時まで各月分とも紛失しないように保管してください。

※紛失してしまった場合には、電力会社から電気料金支払証明書を受けてください。

※領収書は各月ごとに整理し、別紙(内訳表)に記載してお持ち下さい。

### (3) 請求・領収書兼委任状

### (4) 印鑑 会長・理事長<sup>㊟</sup>をお持ちください。

※委任状が必要な場合は会長・理事長<sup>㊟</sup>と代理人<sup>㊟</sup>が必要です。

### (5) 通帳(口座確認のため申請受付時に表紙と見開きページのコピーを取らせていただきます。)

【裏面へ続く】

- (6) 街路灯配置図（街路灯の基数や機種の変更もしくは移設を行った場合のみ）
- (7) 商店街街路灯・アーチ残置灯数等及び電気料金の額月別内訳書（指定様式があります。）
- (8) 商店街アーケード残置灯数等及び電気料金の月別内訳書（該当商店街のみ）  
※蛍光灯は蛍光管1本につき1灯で数えてください。

## 5 申請関係書類を記載するときの注意

### (1) 名称について

商店街等の名称は、助成申請書に記載したものと同一のもの（正式名称を記入）を使用してください。

### (2) 印鑑について

- ① 代表者印は法人の商店街（振興組合）は理事長の印を、任意団体の商店街等は会長の個人印を使用してください。
- ② 朱肉を用いて鮮明に押してください。（欠け、ずれ、にじみのないようご注意ください。）

### (3) 振込みのできる口座について

#### ① 会長名義の口座

商店会名と会長名が併記してある名義の口座を使用してください。

（例 「〇〇商店会 会長 〇〇〇〇」と記載されているもの）

#### ② 会計名義の口座

商店会名、会計、会計の氏名のすべてが併記してある名義の口座を使用してください。

（例 「〇〇商店会 会計 〇〇〇〇」と記載されているもの）

### (4) 記載内容の訂正

記載内容を訂正する場合は、————で、訂正印を必ず押してください。

※ 修正液や修正テープは使用しないで下さい。

### (5) 筆記用具について

書類を記入する際は、必ず黒または青色のペン（ボールペン）を使用してください。ゴム等で擦ると消えるような、いわゆる「消せるボールペン」は絶対に使用しないでください。

※ 場合によっては書き直し・再提出をお願いすることがあります。

### (6) 漢字の記載について

商店街等名や住所などの漢字を記載する際は、一部を省略したり略字を使用したりせず、正式に使用している漢字を記入してください。

## 6 記載例

別紙の記載例を参照してください。

※ いずれの場合も × の部分は記入しないで下さい。

## 7 その他

残置灯助成申請書等は、下記 URL より「中野区公式ホームページ」からダウンロードすることができます。どうぞご活用ください。

【中野区公式ホームページ・残置灯助成ページ】

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/sangyoshinko/josei/gaitou-josei.html>

または、WEB 上で「中野区 残置灯助成」と検索してください。

中野区 残置灯助成

